

浄化槽事業分担金減免基準

該当条項	減免の対象となる場合		減免率 (%)
	項目	主な内容	
条例第5条第1号	公の生活扶助を受けている場合 その他これに準ずる特別の事情があると認められる場合	生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている場合	100
		生活保護により保護を受けている者に準ずる場合	75
条例第5条第2号	その他実情に応じて減免を必要とする場合		
	(1) 国又は地方公共団体が公共の用に供している施設	公園等	100
	(2) 国又は地方公共団体が公用に供している施設		
	学校	小学校、中学校、特別支援学校等	75
	社会福祉施設	(ア) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を営むために設置された施設（児童遊園を除く。）	75
		(イ) 児童遊園	100
	その他の公用財産等の施設	消防施設、公民館、体育館等	75
	(3) 地方公共団体がその企業の用に供している施設	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する地方公営企業の用に供する行政財産	25
	(4) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条に規定する施設	駅舎等	50
	(5) 社会福祉法人が社会福祉事業のため設立する施設	養護施設、老人ホーム、保育所等	75
(6) 自治会、町内会等が所有し、又は使用している施設	(ア) 公民館、集会所、消防器具置場等	75	
	(イ) 児童遊園	100	
(7) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する神社、寺院、教会等の宗教法人が同条本文に規定する目的のために使用する施設（庫裏及びこれに類する施設を除く。）	神社、寺院等	50	
(8) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により指定された文化財及び指定文化財保存のための施設		100	
(9) 市が設置した浄化槽を入れ替える場合	耐用年数の経過等により入替えが必要となった場合（故意による破損や不正な使用が原因の場合を除く。）	100	
(10) その他実情に応じて減免を必要とする施設	その状況に応じて管理者が定める。	管理者が定める率	